

2020年 9月 29日

会員会社に対する処分について

日 本 S M O 協 会

副会長 牧 敬二

副会長 三嶽 秋久

記

日本 SMO 協会は、会員会社であるノイエス株式会社の CRC による不適切行為の事案について、今般、当該会員会社より再発防止策を含む調査結果の最終報告を受け、2020 年 9 月 28 日開催の理事会で審議したところ、当協会の会則第 8 条 2 項「会員としてふさわしくない行為があった場合、また特別な事情がある場合には、理事会の決議を得て、嚴重注意、役職停止、役職解任、資格停止、除名をすることができる」に定める「会員としてふさわしくない行為があった場合」に該当するものと認定し、同社に対する処分を「3 ヶ月間（2020 年 9 月 29 日～2020 年 12 月 28 日）の会員資格停止」の措置を取ることを決定いたしましたのでお知らせいたします。

以上